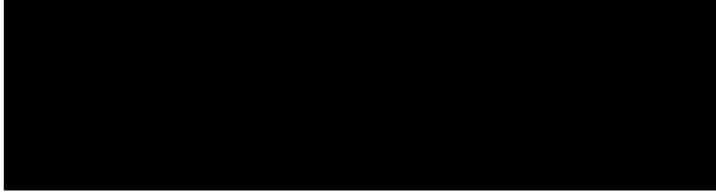


納付の猶予(特例)許可通知書



中 年 発 第 9 号
令 和 2 年 6 月 30 日

日本年金機構
中村年金事務所長



令和2年6月25日付で新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条第1項の規定によりみなして適用する国税通則法第46条第1項の規定により、納付の猶予(特例)申請があったあなた(貴社)の保険料等については下記のとおり許可しましたから、厚生年金保険法第89条、健康保険法第183条及び子ども・子育て支援法第71条第1項で準用する国税通則法第47条第1項の規定により通知します。
また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、納付の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

申請者	住所(所在地)		[Redacted]				
	氏名(名称)		[Redacted]				
猶予保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料 円	厚生年金保険料 円	子ども・子育て拠出金 円	備考
	R2	02.05	02.06.30	207,954	379,542	7,466	
猶予期間	各月保険料の納期限の翌日から1年間						
該当条項	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条第1項の規定によりみなして適用する国税通則法第46条第1項						
備考							

あなたがこの許可に不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、健康保険料及び厚生年金保険料にかか
るものは社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に対して、子ども・子育て拠出金に係るものは厚生労働大臣(担当:厚生労働省年金局(東京都
千代田区霞が関1-2-2))に対して審査請求をすることができます。
なお、この許可については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として、処分の取り消しの訴えを
提起することができます。
ただし、原則として、この処分又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。